**概要**

| | |
|---|---|
| 件名 | 東部地域の学校給食の運営について<br>保護者説明会 （興東館柳生中学校区） |
| 日時 | 令和8年10月22日（木） 午後6時30分～午後8時25分 |
| 場所 | 東部出張所 |
| 従事者 | 教育部次長、保健給食課 4名 |
| 参加者 | 保護者 5名、地域の方 4名、東部出張所職員 2名 |
| 内容 | 事務局からの説明<br>「東部地域の学校給食の運営について」資料を配布して説明<br>1 現在の東部地域の学校給食の状況<br>2 東部地域の学校給食の課題<br>3 これまでの説明会などの開催状況とご意見<br>4 検討した結果 今後の方針<br>5 問い合わせ窓口<br><br>＜質疑応答（Q&A）・ご意見（C：Comment）＞<br>Q.資料p8では「事業者には、撤退の際は早期に申し入れることを条件とする。」とあるが、早期とは具体的にいつ頃を想定しているのか。<br>A. 1年以上前を想定している。<br><br>Q.令和 8 年度内に契約締結、令和10年4月から開始を予定しており、2年の歳月を要している。それに対して、1年前に申し入れを受けてから対応することは、間に合うのか。<br>A. 近隣市町村の応援を得ながら準備を進める。具体的な条件は今後設定する。<br><br>Q.現在、委託候補事業者が1つである。その事業者が撤退した場合、直営方式に再度変更はできないのに委託化を進めるのか。業務が履行出来なくなった際に、他市町村の協力を得られるように確約はとっているのか。<br>A.当課と担当課の間で相談し、承認いただいているのは2自治体である。しかし、実際に給食を調理していただくことになれば、「業務の代替執行」にあたるので、契約・議会の議決が必要となる。現時点で、規約を定めて議決をいただくのはそぐわないと考える。<br><br>Q.確約が無くて大丈夫なのか。事故により契約解除をせざるを得ない状況もあるのではないか。<br>A.食中毒や労働争議などで業務が出来なくなった場合に備え、市街地の学校給食調理業務委託では、代行保証契約を締結し、業務を代行する業者を予め定めている。<br><br>Q.代行保証契約について今回初めて知った。委託候補である法人の代行保証先はどこなのか<br>A.まだ決定していない。また、委託先が委託候補である法人に決定してはいない。<br><br>Q.調理員の人員不足の課題があるが、今の体制で、あと何年運営できる見込みなのか。 |

| | |
|---|---|
| | A.既に想定外の退職者がいる。また、調理員の人数だけでなく、調理員自身の高齢化による健康上の問題や介護などにより東部地域への通勤が難しいという事情もある。<br><br>Q.人材確保のみ委託する方法があるが、実施していないのか。<br>A.奈良市では求人をハローワークに掲載しており、ハローワークから他の求人事業者等にも掲載されているので、状況としては、人材募集を委託しているのと変わらないと考えている。<br><br>Q.市街地の直営調理員は足りているのか。<br>A.人員体制は十分とは言えず、実際に毎週のように応援職員の派遣を要請している。委託化も進めており、来年度には直営の調理場が 2 か所となる見込みである。<br><br>Q.奈良市はなぜ調理員を採用しない方針なのか。<br>A. 奈良市では、平成 19 年度から給食調理業務の委託を進めている。学校給食は、保育園やこども園の給食とは異なり、夏休み期間中に調理業務がないなど、正規の調理員を採用するよりも業務委託する方が適当な業務であるからである。<br><br>C. 一斉運用へ移行する場合と、柳生小学校の調理室を併存させる場合についてコスト比較の説明があった。柳生小学校では、一番温かく提供できるよう柳生小学校分を別に調理している。この対応がなくなることを残念に思う。数値などで比較しにくい、こうした取り組みの価値についても検討してほしい。<br><br>Q. 給食センターについては、耐震上の課題から継続が難しいことは理解しており、調理業務の委託化もやむを得ないと考える。一方、柳生小学校の給食室は残し、委託事業者の調理員が同校で調理を行う方法はできないのか。<br>A.公用車の管理業務が新たに発生すること、今後さらなる食数減少を鑑みると柳生小のみ委託は困難と考えている。<br><br>Q.現時点で委託候補先の事業者で働く意向を示している調理員はいるか。委託後も、現場を熟知した調理員が 1 人でも委託事業者で勤務することになれば、安心につながる。<br>A.現時点で委託候補先の事業者での勤務を希望している会計年度任用職員の調理員は聞いていない。<br>※補足<br>・新たに業務を受託する事業者が、現在の調理員に就業を打診することは一般的であり、今回も受託後に委託事業者へ移籍する可能性は十分にある。また、委託後も市が事業者に業務を任せきりにするのではなく、連絡調整や現場管理を行うため、市職員が毎日現場に出勤することを想定している。<br><br>Q. 柳生小学校では、防災の観点から 5 年ほど前に自家発電設備を設置したと聞いている。給食の運営方法が変わった場合、この設備が活用されなくなるのではないか。<br>A.設備の用途や今後の活用方法については、確認が必要である。ただし、プロパンガスを燃料と |

| | |
|---|---|
| | する発電設備は、給食の調理に限らず、防災などにも活用できると考えられるため、無駄にはならないと考えている。<br>※後日回答<br>柳生小学校には、プロパンガスを接続して発電できる「低圧 LP ガス発電機」が設置されている。プロパンガスは給食室のほか、家庭科室などでも使用されているため、給食の運営方法が変更された場合も、ガス設備が撤去されることはない。<br>また、災害時には、学校に備えられているプロパンガスに加え、市が協定を締結しているガス事業者を通じてガスを調達することもできる。そのため、災害時に低圧 LP ガス発電機が使用できなくなることはない。<br><br>Q.興東小学校では、給食室として使用していた施設を多目的室として活用している。柳生小学校については、給食室の跡地をどのように活用する予定か。<br>A.現時点で未定である。<br><br>Q. 災害時には給食室以外で炊き出しを行うと聞いているが、東部地域から日常的に利用している給食室がなくなることに不安がある。山間部では土砂災害や救助の遅れなども想定されるが、給食室の設備がなくなっても問題はないのか。<br>A.直営の調理員を十分に確保できていれば、給食室を活用した炊き出しも検討できた可能性がある。しかし、給食室の大型調理釜を、操作に慣れていない人が扱うのは難しい。そのため、給食室を災害時の炊き出しに活用することは、現時点では現実的ではない。<br><br>C.日常的に使用しない給食室を維持することには課題があると考える。そのため、災害時に必要な機能については、東部出張所の建て替えにあわせて整備するよう求めていくべきである。小学校ごとに機能を備えることが理想ではあるが、実現は難しいと考える。<br><br>C.地域の連合会長として、本件について当初は柳生地区の給食室を残してほしいとの意見を述べていた。直営での運営が難しいのであれば、柳生地域にある社会福祉施設に給食調理を委託する方法もあると考え、受託の可否を市から社会福祉施設に確認してもらったが、職員の確保が困難であり、学校給食の調理まで担うことは難しいとの回答があった。<br>こうした事情を理解した結果、現状ではやむを得ないと考えており、現在は委託化に反対していない。ただし、委託後は事業者に任せきりにせず、市が適切に業務を評価及び確認をしてほしい。<br><br>C. 委託化において、事業者との契約方法を委託候補の事業者との随意契約ではなく、公募に変更したのはよかったと思う。<br><br>Q.現在はコンテナをトラックで運搬しているが、委託後はどのような方法で配送するのか。<br>A.配送方法は、今後締結する契約の内容によって決まる。当初、委託先候補を委託事業者として想定していた際には、大型コンテナの使用は、けがのリスクなどがあることから、コンテナを使用しない配送方法が検討されていた。 |

| | |
|---|---|
| | Q. 委託後も、配膳員は配備されるのか。またその人員は確保できるのか。<br>A. 給食の提供に必要な人員を市が任用し配置する。配膳員は勤務時間が短いため、確保が難しい状況にあるが、給食を継続して提供するため、今後も地域の方々に協力をお願いしたい。<br><br>Q. 学校の統合が予定されているのか。今後の見通しが気になる。これまで質問しても、「現時点では統合しない」との回答にとどまっている。<br>A.学校規模適正化計画は令和 8 年度までを対象としており、同計画に基づき、令和8年度末に鼓阪小学校と佐保小学校が統合される予定である。その他の地域については、令和 8 年度以降、地域住民や専門家の意見を聴きながら、今後の方針を決定していく予定。<br><br>C. 委託化については、まず実施してみたら良いと思う。参加者の 8 割程度は賛成していると思われる一方、実施前に不安を感じる人もいると考えられる。問題が発生した場合に市が迅速に対応することで、不安の軽減につながる。また、何らかの問題が発生することを想定し、あらかじめ責任の所在を明確にするとともに、責任を持って対応する担当者を示してほしい。<br><br>C. 当初の説明の進め方には、改善の余地があったのではないか。委託化以外に選択肢がないのであれば、その理由を丁寧に説明したうえで、問題が発生した場合の対応期限や責任者を具体的に示してほしかった。そのような説明があれば、委託化に反対することはなく、説明会を開催する必要もなかったのではないか。また、市が適切に対応すると説明しても、担当者は人事異動により数年後には交代する可能性がある。形式的な資料による説明だけでは、市の姿勢や誠意が伝わりにくい。<br>※補足<br>市街地においても、問題が発生した際には職員が現場へ赴くなど、きめ細かな対応に努めている。施設の修繕など、即時対応が難しい場合もあるが、不測の事態においても翌日の給食を提供できるように対応を検討しながら業務にあたっている。また、地域内の既存の民間施設で地域の民間事業者の調理員が調理を担う今回の取り組みは、全国的にも希少なものであると考えている。今後も疑問や不安があれば、市の運営改善につなげるため、意見を寄せてほしい。<br><br>Q. 市街地で事業者が撤退した時は、代行保証の会社が行ったのか。<br>A.代行保証の業者に依頼することなく、入札で新たに事業者を決定した。<br><br>C. 昨年度までバンビに関する業務に従事していたが、人員の確保は非常に厳しい状況にある。給与を引き上げても応募が少なく、厳しい運営が続いている。こうした状況の中でも、行政として業務を継続できるよう取り組んでいくため、今後も見守ってほしい。<br><br>C. 保護者として、将来的な課題を考慮すると、給食業務を事業者に委託することが望ましい。現在の施設を使い続けても、いずれ同様の問題が再び生じる可能性があるため、早い段階で委託化を進めるのがよいと考える。<br><br>C. 勤務先の社員食堂も、人員確保が難しいことを理由に運営を終了することになった。その経験 |

| | |
|---|---|
| | から、給食調理における人員確保も非常に厳しい状況にあると感じた。給食試食会では、提供温度に問題がなく、量も子どもに適切だと感じて安心したため、委託化はやむを得ないと思う。<br><br>C.保護者の意見は、いずれも子どもたちを思っての発言であり、市も本件を真剣に検討していることが分かった。自治連合会としては、保護者の賛同が得られるのであれば、委託化に賛成する。<br><br>Q.委託化する時期が令和10年4月よりも早まることはないのか。<br>A.その可能性はない。<br><br>Q.非常食を提供する際は、必ず温めて提供することを約束してもらえるか。当初は、温め直して提供すると説明されていた。<br>A.非常食を温めて提供することも可能であると説明した。ただし、これは家庭科室を使用し、教職員や配膳員の協力で温めることを想定したものである。<br><br>Q.教職員の協力を得ることは難しいと聞いているため、担当課の責任で非常食を温めて提供することを約束してほしい。特に、厳寒期に子どもたちが冷たい非常食を食べることのないように配慮を求める。<br>A.保健給食課の役割は、非常食と、それを温めるための手段を準備するところまでである。<br><br>C.非常食を温めて提供することを市に確約させるのは厳しい。市に対応を求める条件を厳しくしすぎると、実施できることも進まなくなるおそれがある。子どもたちに冷たい食事をさせたくないという気持ちは理解できる一方、非常時には路面凍結など予測できない事態も想定されるため、市の取り組みに協力する上では、状況によって一度はやむを得ない対応を受け入れる必要がある。<br><br>C.学校は職員の人数も少ないため、非常食を温めて提供することを依頼できない。<br><br>C.非常食の提供方法については、学校と十分に協議することが重要である。学校での対応が難しい場合は、食育の一環として子どもたちが準備に関わる方法や、PTA・地域住民の協力を得る方法も考えられる。こうした対応に保護者や地域が介入する余地を設けてもらえたらと考える。<br><br>C. 非常食の準備や温めについて、柳生地区で実施している地域ボランティアの仕組みを興東小学校でも導入してはどうか。凍結などで交通が困難な日に、市街地から人員を派遣することは難しいため、地域の実情に応じた柔軟な対応が必要である。<br>※補足<br>救給カレーを温めない場合はそのままの状態での提供となるが、お湯を注いでしばらく待つだけで食べられるアルファ化米のわかめご飯も導入しており、温かい非常食を提供できる場合がある。また、配膳員の業務に、緊急時の非常食を温める作業を加えることも可能である。<br><br>Q. 非常食は温めて提供されるものと理解していたため、提供方法を確認できてよかった。また、 |

| | |
|---|---|
| | 非常食を温めるため、瞬間湯沸かし器などの器具を必要数用意してほしい。<br>A.非常食を温める際は、家庭科室にある器具を使用することを想定している。新たに器具を設置すると、使用頻度が低い場合でも保管や管理が必要となるためである。今後、非常食を提供・喫食する訓練の実施も検討したい。<br>C.ぜひ今後、非常食を提供する練習をしたい。<br><br>C.非常時に普段と異なる食事を経験することは、子どもたちにとって関心や学びにつながる。冷たい非常食も、珍しさから受け入れられる可能性があり、子どもたち自身に食べ方を考えてもらう方法もあるのではないかと思う。<br><br>Q.中学校では給食時間が短く、生徒が急いで食べていることがあると聞いている。また、東部地域では（短縮授業時の）バスの運行時間の都合により、パンを食べきれずに持ち帰る生徒もいると聞いている。学校給食で配送の遅延が起きないか心配である。<br>A.市街地でも給食の提供が遅れることはある。その場合は、授業の順序を変更したり、清掃時間を先に設けたりするなど、学校は状況に応じて対応している。<br><br>Q. 食缶は新しくなるのか。今回の試食会で使用したのは古いものか。温度テストは行ったのか<br>A.試食会は現在使用している食缶を使用して、温度の確認も行った。現在、都祁中学校・都祁小学校は配送距離が短いため、二重食缶ではないが、配送距離が伸びるにあたり二重食缶に変更する必要があることから、委託の際には食缶は新たに購入する予定。<br><br>Q. ご飯はどこで炊飯するのか。<br>A.委託先の事業者が所有する調理施設で炊飯を行う。<br><br>Q. 市街地の学校と親子方式で給食を実施することはできないのか。<br>A.学校給食衛生管理基準で定められた「調理後 2 時間以内に食べる」という条件を満たして配送できる学校として、市街化調整区域内の小・中学校が数校該当する。市街化調整区域内で親校とするには相当の期間をかけ調整が必要である。市街化区域内の学校から給食を配送する場合も、建築基準法に基づく特例許可が必要となる。そのため、関係機関や地元自治会との事前協議に加え、公聴会の開催や建築審査会の同意を得る必要がある。<br><br>C.市街地から給食を配送する場合、交通渋滞によって到着が遅れる可能性が高まる。そのため、親子方式による配送は、現時点では有効な方法とは言い難い。 |